

後期高齢者医療制度

■後期高齢者医療被保険者証(保険証)をお持ちの方へ
 ▼保険証を発送しました
 8月1日(日)から使用出来る新しい保険証を発送しました。医療機関に受診の際は、新しい保険証を窓口で提示してください。
 ▼3割負担の方は申請により負担割合が変更される場合があります
 平成21年中の収入額の合計が条件を満たしている場合は、申請日の翌月から負担割合が1割に変更されます(表1・2参照)。該当する方は、収入額の分かる書類を持参し、申請してください。なお、平成22年1月1日現在市内在住で税の申告をされた方は不要です。
 なお、収入額とは、必要経費等を差し引く前の金額で所得額とは異なりますので、必要経費・特別控除等により所得が0またはマイナスになる場合でも収入額を合計します。

表1 一部負担金の割合判定基準

区分	平成22年度住民税課税標準額	一部負担金の割合
一般	145万円未満の後期高齢者医療被保険者	1割
現役並み所得者	145万円以上の後期高齢者医療被保険者及び同じ世帯の後期高齢者医療被保険者	3割

表2 収入額による一部負担金の割合判定基準(8月1日から)

世帯区分	平成21年中の収入額の合計	申請した場合の負担金の割合
同一世帯に後期高齢者医療被保険者が1人のみ	383万円未満	1割
同一世帯に後期高齢者医療被保険者が2人以上	合算して520万円未満	
同一世帯に後期高齢者医療被保険者が1人で70~74歳の方がいる場合		

入額を合計します。
 ▼住民税非課税世帯の方
 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(認定証)を窓口で提示すると、入院時の食事代(療養病床の入院時の食事代を含む)が減額され、窓口で支払う医療費の自己負担限度額も減額されます。認定証が必要な方は申請してください。
 後期高齢者医療被保険者で本人を含む世帯全員が住民税非課税の方 後期高齢者医療被保険者証印鑑 平成22年度住民税非課税証明書(平成22年1月1日現在市内在住で税の申告をされた方は不要) 持参 来庁出来ない場合は問い合わせを 保険年金課高齢者医療係

表1

手当名	支給月額	手当の支給(申請)が出来る方	手当の支給(申請)が出来ない方	支給回数と支給月	支給制限
特別障害者手当	26,440円	20歳以上の方で、概ね以下の程度の障害をお持ちの方(手帳の等級などは目安です。) ・身体障害者手帳1・2級程度(内部障害は絶対安静で生活全般に全て介護が必要な方) ・愛の手帳1・2度程度 ・上記と同等の疾病、精神障害をお持ちの方	・20歳未満の方 ・施設等に入所している方 ・病院または診療所に3カ月以上入院している方	年4回払い(2・5・8・11月)申請月の翌月から該当	受給者の(申請者)の所得や、配偶者・扶養義務者の所得が表3の額以上の場合、支給されません。
障害児福祉手当	14,380円	20歳未満の方で、概ね以下の程度の障害をお持ちの方(手帳の等級などは目安です。) ・身体障害者手帳1・2級程度 ・愛の手帳1・2度程度 ・上記と同等の疾病、精神障害をお持ちの方	・20歳以上の方 ・施設等に入所している方 ・障害を支給事由とする給付(障害年金等)を受けている方	年3回払い(4・8・11月)申請月の翌月から該当	受給者の(申請者)の所得や、配偶者・扶養義務者の所得が表3の額以上の場合、支給されません。
特別児童扶養手当	重度 50,750円 中度 33,800円	次のいずれかの障害をお持ちの20歳未満の児童を養育する父母または養育者 ・身体障害者手帳1~3級程度。4級は下肢の一部 ・愛の手帳1~3度程度 ・上記と同等の疾病、精神障害をお持ちの方	養育している障害児が ・施設等に入所している方 ・障害を支給事由とする給付(障害年金等)を受けている方	年3回払い(4・8・11月)申請月の翌月から該当	受給者の(申請者)の所得や、配偶者・扶養義務者の所得が表3の額以上の場合、支給されません。

なお、上記のいずれの手当も原則として所定の「診断書」による判定が必要です。

表2

手当名	支給月額	手当の支給(申請)が出来る方	手当の支給(申請)が出来ない方	支給回数と支給月	支給制限
心身障害者(児)福祉手当	都制度 15,500円	20歳以上で身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1~3度の方、進行性筋萎縮症・脳性まひの方	・施設等に入所している方 ・新規で65歳以上の方 詳細は障害福祉課へ	年3回払い(4・8・12月)申請された月から該当	受給者の所得が表3(本人)の額以上である時は支給されません。
	市制度 12,000円	主に20歳未満で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1~3度の方、進行性筋萎縮症・脳性まひの方、その他都制度非該当の方			
	8,000円	身体障害者手帳3・4級の方、愛の手帳4度の方			
	10,000円	都発行の難病医療券をお持ちの方			
3,000円	身体障害者手帳4級以上と愛の手帳4度以上両方をお持ちの方				

表3

扶養数	特別障害者・障害児福祉手当・重度心身障害者(児)福祉手当・心身障害者医療費助成		特別児童扶養手当	
	本人	配偶者及び扶養義務者	本人	配偶者及び扶養義務者
0人	3,604,000	6,287,000	4,596,000	6,287,000
1人	3,984,000	6,536,000	4,976,000	6,536,000
2人	4,364,000	6,749,000	5,356,000	6,749,000
3人	4,744,000	6,962,000	5,736,000	6,962,000
4人	5,124,000	7,175,000	6,116,000	7,175,000
5人	5,504,000	7,388,000	6,496,000	7,388,000
1人増ごとに	380,000	213,000	380,000	213,000

重度心身障害者手当の所得は、左の本人欄のみで判定。20歳未満は扶養者や同居人の所得で、20歳以上は本人の所得で左の本人欄を使用して判定します。所得超過の場合は申請出来ません。
 心身障害者医療費助成は左の本人欄のみで判定。20歳以上は本人の所得、20歳未満は加入医療保険の世帯主の所得。所得超過の場合は申請出来ません。

過去に未納がある場合の給付制限

種類	内容
介護保険サービス料の償還払い(要介護認定時1年以上の滞納保険料がある場合)	サービス費用の内1割分を事業者に支払えばすむところ、いったん費用の全額を支払い、後で9割が給付される(償還払い)方法になり、手続き上の負担となります。
保険給付の一時差止め(上記償還払い時点で1年6カ月以上の滞納保険料がある場合)	いったん全額支払ったサービス費用の内9割分が戻ってくる、その全額または一部が差し止められ、強制的に滞納保険料分を差し引かれます。
給付額減額(要介護認定時過去10年間に時効消滅した保険料がある場合)	時効消滅した保険料に応じた一定の期間、サービス費用の内3割負担となります。(通常、利用者負担は1割です)時効となった介護保険料は納めて頂くことは出来ません

就業支援
 ▼25~50歳の女性対象「女性再就職サポートプログラム」:
 9月17日(金)~10月4日(月)
 ▼34歳以下対象「多摩就職支援センター」:
 34歳以下対象「自信が持てる応募書類講座&面接対策講座」:
 ▼30歳代対象「正社員を目指す7日間のセミナー」:
 ▼30~54歳対象「1日で学べる再就職活動のテクニック」:
 ▼55歳以上対象「再就職活動のいろはセミナー」:
 ▼電話 東京しごとセンター多摩(☎042・329・4524)

福祉

■心身に障害のある方等へ手当や医療費を助成
 ▼特別障害者手当(国制度)
 心身に重度の障害があり、日常生活で常時特別な介護が必要となる20歳以上の在職の方
 ▼障害児福祉手当(国制度)
 心身に重度の障害があり、日常生活で常時特別な介護が必要となる20歳未満の方
 ▼特別児童扶養手当(国制度)
 心身に障害を有する20歳未満の障害児を監護または養育する方
 ▼重度心身障害者手当(都制度)
 心身に重度の障害が固定されているため、常時複雑な介護を必要とする在宅で都内に居住し、住民登録している方で、身体的・精神的2つ以上の重度の障害があり、常時介護を必要とするおおよね3歳以上65歳未満の方 対象外: 20歳以上は本人、20歳未満は扶養義務者の所

得制限(表3参照)を超える方 65歳以上の新規の方 施設に入所している方 病院に3カ月以上入院している方 月6万円以上の収入がある方 月6万円以上の収入がある方 現在支給中(支給停止中を含む)の方には平成22年度現況届を郵送していただきます。指定の期日までに提出してください。未提出の場合、所得制限内であっても支給停止となります。 障害福祉課
 ■心身障害者(児)福祉手当(市及び都制度)
 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・3度、進行性筋萎縮症、脳性まひの方: 都制度1万5千500円、市制度(規定上、都制度を受給出来ない方)1万2千円 身体障害者手帳3・4級、または愛の手帳4度の方: 8千円
 ■難病手当受給者の方へ有効期限にご注意を
 都医療券は1年ごとに更新が必要です。健康課で更新手続きを忘れずにお願います。更新がない方は資格消滅となります。 障害福祉課

円 難病(都から医療券を交付されているB型・C型肝炎、小児慢性疾患、小児精神病を除く難病に該当する方): 1万円 身体障害者手帳4級以上と、愛の手帳4度以上を合わせてお持ちの方: 3千円 対象外:
 20歳以上で所得制限額(表2参照)を超える方 65歳以上の新規の方 施設に入所している方 申請月から4月、8月、12月に口座振込 障害福祉課

■心身障害者医療費助成
 都では、重度の心身障害がある方の医療費負担を軽減するために医療費の一部を助成しています。すでに受給者証をお持ちの方または申請済みの方で、平成21年中の所得が制限額以下の方には、新しい受給者証を8月25日(水)までに郵送します。
 市内に住所があり、身体障害者手帳1・2級(心臓等の内部障害は3級まで)または愛の手帳1・2度をお持ちの65歳未満の方対象 対象外: 医療保険に未加入の方 平成21年中の所得制限額を超える方(表3本人欄参照) 生活保護受給者 印鑑、健康保険証、身体障害者手帳または愛の手帳 障害福祉課
 ■身体障害者、知的障害者相談員を紹介
 心身に障害のある方やその家族からの相談を受けるため、市長から委嘱された民間の協力者です。相談を聞き、助言や指導を行い障害のある方の地域での活動を支援します。
 任期: 平成24年3月31日(土)まで 知的障害者相談員: 津島恭

で 知的障害者相談員: 津島恭

子(☎592・3775)、富張理子(☎593・3626)、奥住みゆき(☎581・4781)、身体障害者相談員: 加藤久美子(☎582・0751)、伊藤勝昭(☎583・8504)、鮫島京子(☎585・6552)、有山一博(☎593・5275) karyama@mail.hinoatv.ne.jp、高島亮樹(☎080・1092・3473) 障害福祉課
 ■65歳以上の方へ平成22年度介護保険料の通知を送付
 特別徴収の方は、年金から天引きします。普通徴収の方は次のとおり支払をお願いします。
 ▼納付場所
 金融機関、郵便局、コンビニエンスストア
 ▼口座振替のご利用を
 普通徴収の方は口座振替が利用出来ます。納入通知書に同封している「介護保険料預貯金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、高齢福祉課または金融機関へ提出してください。
 ▼納め忘れにご注意を
 未納分を放置されますと今後サービスを受けようとするときに給付制限(左表参照)がかかります

労働
 ■健康課臨時職員募集(保健師または助産師)
 育休代替業務 1人 8月13日(金)までに履歴書(写真張付)及び資格証の写しを郵送または持参 〒191・0011日野本町1-6の2生活・保健センター内健康課(☎581・4111)
 ■シルバー人材センター入会案内説明会
 8月10日(火)午前10時から生活・保健センター 事業紹介、概要説明 60歳以上の方 シルバー人材センター(☎581・8171)
 ■東京しごとセンター多摩の就業支援
 ▼25~50歳の女性対象「女性再就職サポートプログラム」:
 9月17日(金)~10月4日(月)
 ▼34歳以下対象「多摩就職支援センター」:
 34歳以下対象「自信が持てる応募書類講座&面接対策講座」:
 ▼30歳代対象「正社員を目指す7日間のセミナー」:
 ▼30~54歳対象「1日で学べる再就職活動のテクニック」:
 ▼55歳以上対象「再就職活動のいろはセミナー」:
 ▼電話 東京しごとセンター多摩(☎042・329・4524)